

今回は、本会議に提出された請願や陳情について事例を紹介し、これに対する運営について説明します。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることを予めお断りしておきます。

Q1 請願の常任委員会への付託省略に対する動議について

議事に提出された請願の付託について議長は、会議規則に「議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。」と定められていることを根拠に所管の常任委員会への付託を省略する旨を述べた。

これに対し、ある議員が異議を述べるとともに、議事進行の発言として付託省略について諮るべきであると述べた。この異議と発言に対して議長はどのように対応することが適当か。

A1 まず最初に、異議について説明します。請願に関する議長の付託省略の宣告に対して異議が出たことについてですが、議員の異議

連載²⁰

議会運営

Q&A

全国市議会議長会
調査広報部法制参事
本橋 謙治

が認められるのは、会議規則等に異議を認める規定がある場合に限るのが原則です。したがって、議長の付託省略の宣告に対する異議に関する規定が設けられていない以上、Q1のような付託省略の議長宣告に対する異議を認めることはできません。よって、議長は異議を認めない旨を述べて議事を進めることが適当です。また、議事進行発言に対しても請願の委員会付託に関する会議規則について説明し、付託省略を諮らない旨を述べればよいと考えます。仮に議事進行の発言ではなく動議を提出した場合も同様に当該動議を認めない旨を述べればよいと考えます。

付託省略を諮ることを求める議事進行の発言や動議については、請願の委員会付託省略に関する手続きが、条例案や決議案など多くの事件の付託省略と異なるために出されると

考えます。条例案や予算案など多くの事件の委員会付託省略は、標準市議会会議規則第37条第2項に基づき、討論を用いずに会議に諮って省略することになっていきますので、付託の省略について諮る際に異議（簡易表決の場合）を述べたり、反対（起立表決の場合など）を表明することが可能です。

これに対し、請願の委員会への付託省略については規則で別の手続きが規定されています。具体的には、会議に諮らずに議長職権で付託を省略することが可能となっています。このことから、付託省略に対して議員は、異議を述べたり、これに反対の意思を表明することはできません。このように付託省略に関する手続きが異なるために、条例案や予算など多くの事件の付託省略は議会の議決を要することに慣れた議員が請願についても同様と考え

てしまったことにより生じた問題と考えます。
このような問題を防ぐために議会運営委員会を活用して、請願の委員会付託に関する手続きが、他の多くの事件のそれとは異なることをあらかじめ議員に十分に理解してもらうことが重要と考えます。

参考 標準市議会会議規則

第37条 会議に付する事件は、第141条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

3 前二項における提出者の説明及び第一項における委員会の付託は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。

第141条 議長は、請願文書表の配布とと

もに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があるとき、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 省略

Q2 請願のみなし採択などについて

本市では、同一内容の複数の請願の採決には一つのみを諮り、これが可決（採択）となった場合は、他の請願はみなし採択（採択となつた請願と相反する内容の請願はみなし不採択）を議長が宣告する運営をしている。

他市の状況を見ると、本市のような運営をしている議会がある一方、同一内容や相反する内容の複数の請願それぞれに対して採択を諮っている議会もある。このような運営は一事不再議に該当すると思われるが、請願についてはこのような運営が可能なのか。

や予算案など議会で審議、審査される事件の多くについては、Q2で指摘されている一事不再議の原則が適用されます。しかし、請願については、①提出者が住民であること、②請願は憲法で保障された住民の権利であること、③議会関係者であれば一事不再議の原則を承知しているが住民はこの原則を承知していないこと、④憲法で保障されている住民の権利を一事不再議の原則に抵触することを理由に制限することの問題点などから、請願については一事不再議の原則は適用されないと解されています。

以上のことから、内容が同一または内容が相反する複数の請願が議会に提出された場合の運営ですが、Q2で指摘されているようにそれぞれの請願に対して採択、不採択を諮ることが可能です。しかし、理論上、請願には一事不再議の原則が適用されないからとはいえ、全ての請願に対し採択、不採択を諮ることとは、効率的な議事運営という観点から問題があることは否定できません。このことから、請願ごとに採択、不採択を諮るのではなく、一括で採択、不採択を諮る方法が考えられるほか、一部の地方議会では、請願については一事不再議の原則が適用されないことは理解しつつも効率的な議事運営の観点から、「みなし採択、不採択」という運営を採用しています。

A2

結論から述べますと、可能です。条例案

請願に対し、「みなし採択、不採択」という運営を採用するか、個々に採択、不採択について諮る運営を採用するかは各議会の判断となりますので、議会運営委員会などでいずれの運用にするかを決めておくことが適当です。

なお、「みなし採択、不採択」については、一事不再議という議会運営の原則に基づく運営であり、議会との接点が少ない多くの住民は一事不再議の原則を承知、理解していないと考えられます。したがって、この「みなし採択、不採択」の運営を採用した場合、自分が提出した請願がみなし採択または不採択とされた請願者は、採択または不採択となった請願と比較して不当な扱いを受けたと誤解し、議会の対応を批判する可能性がありますので、場合によっては「みなし採択、不採択」とした請願を提出した住民に対し、「みなし採択、不採択」の意味などについて説明することが適当と考えます。

参考 行政実例（昭和28年4月6日）

問 提出者を異にする同一趣旨の陳情又は請願の一を採択又は不採択の議決をしたときは、他の陳情又は請願を審議することができるか。

意見書を議決されたいとの請願又は陳情有
あり、これと同一趣旨の意見が既に議員から

発議されてこれを議決したときは、その請願又は陳情を審議することができるか。
答 いずれもお見込みのとおりと解するが、前段のごとき場合は、一括することが適当である。

Q6 請願の一部採択について

複数の要望項目からなる請願が提出された。審議、審査の結果、全ての要望項目を採択とすることは困難と判断したが、可能な限り住民の要望を採択しようという趣旨から、要望項目ごとに採択か否かを諮るべきという意見が一部の議員から出された。これに対し、他の議員は一つの事件に対する議会の意思は一つであり、一つの請願に対して複数の意思（採択と不採択）が混在することはあり得ないと主張している。
このような請願に対する議会意思はどのように決するのが適当か。

A3 結論から述べますと、可能です。条例案

や予算案など議会で審議、審査される多くの事件はA2と同様に議会の諸原則（一事不再議など）が適用されますが、請願は、その特殊性から例外的な扱いが可能と解されています。このことから、請願の要望項目ごとに採択、

不採択の意思を確定させる運営についても、例外的に可能です。ただし、その内容が不可分関係にある場合を除きます。では、具体的な手続きについてですが、上記運営が例外的な運営であることから、事前に議会運営委員会を開催し、当該議会における請願の審査、審査方法について請願の特殊性に基づく例外的な運営を説明し、各議員の理解を深めた上で審議、審査を行うことが適当と考えます。

これを受けて本会議や委員会での表決の際、要望事項ごとに採択、不採択を諮る旨を議長、委員長が宣告し、表決に入る運営が考えられます。この結果、複数の要望項目のうち、採択された事項と不採択となった事項が混在し、当該請願が一部採択となると考えます。

請願の一部採択やQ2の「みなし採択、不採択」については、請願の特殊性を考慮した運営であることから、あらかじめ議会運営委員会などを通じて議会内でその運営について周知を行い、これらの運営が円滑に行えるようしておくことが適当と考えます。

なお、陳情については、陳情が請願と異なる点は、紹介議員の有無だけであることから、陳情を請願と同じ取扱いをしている議会では、陳情も請願と同様に一部採択や「みなし採択、不採択」の運営を行うことが可能と考えます。